

甘木・朝倉消防本部から重要なお知らせです。

宿泊施設・飲食店・店舗・病院・社会福祉施設などを利用する全ての人の安全と安心のために・・・

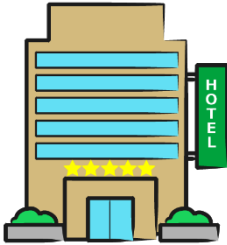


違反対象物の公表制度とは？

建物を利用する方が、その建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防本部が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

公表制度の対象となる建物

ホテル、旅館、飲食店、店舗など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物など。

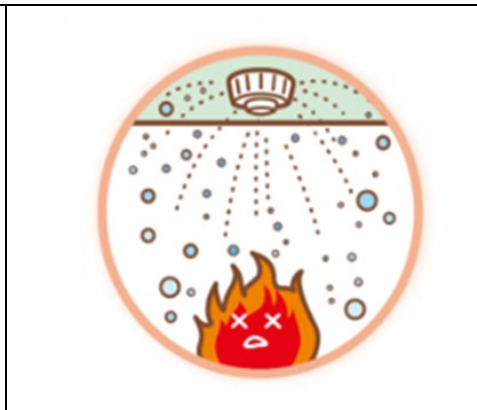


公表制度の対象となる消防法令違反

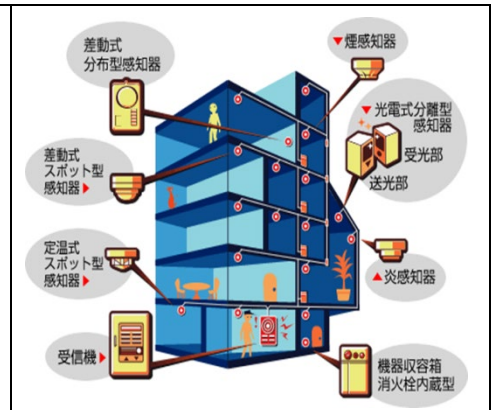
設置義務がある消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備）が設置されていない違反です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備

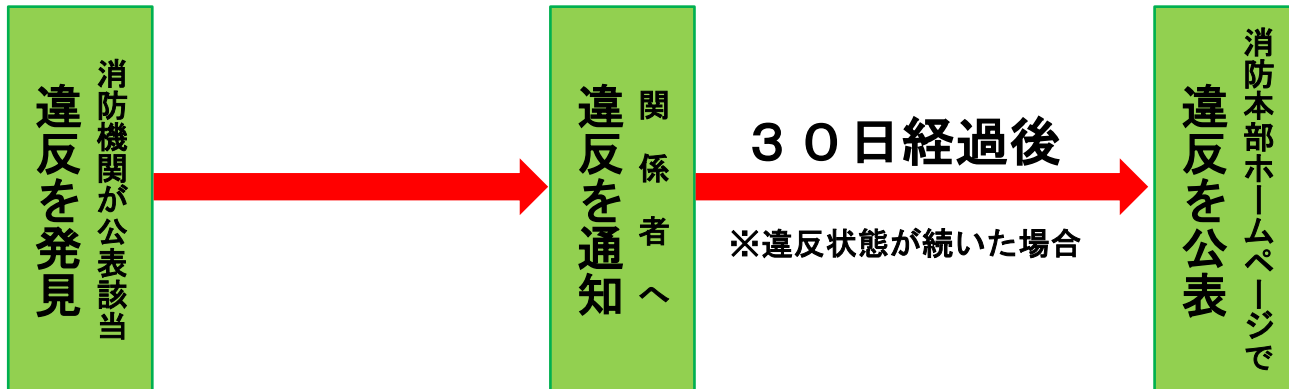


自動火災報知設備

公表する内容

- ・ 防火対象物の名称
- ・ 防火対象物の住所
- ・ 公表の対象となる法令違反

公表までの流れ



甘木・朝倉消防本部

TEL (代表) 0946 - 22 - 0119

TEL (予防課) 0946 - 23-2752

建物関係者のみなさまへ

重大な消防法令違反の大半が無届の増築や接続です！！

建物の増改築、用途変更等を計画する際は、消防本部予防課に事前に相談してください。

様式第3号 (第8条関係)

公表一覧表

行政区分	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		その他消防長が必要と認める事項	
			指摘事項	根拠法令	公表日	その他
筑前町	株式会社丸雅倉庫、 本格炭火焼道場 鶏太郎	朝倉郡筑前町朝日 239番地	自動火災報知 設備の未設置	消防法施行令 第21条第1項 第3号イ	平成30年5月17日	
東峰村	小石原焼民陶の里 森山製陶所	朝倉郡東峰村大字小石 原 878番地 1	自動火災報知 設備の未設置	消防法施行令 第21条第1項 第3号イ	平成30年5月17日	